

田川市における

人事行政の運営等の状況

(平成17年度)

平成18年12月

給与と職員数の状況

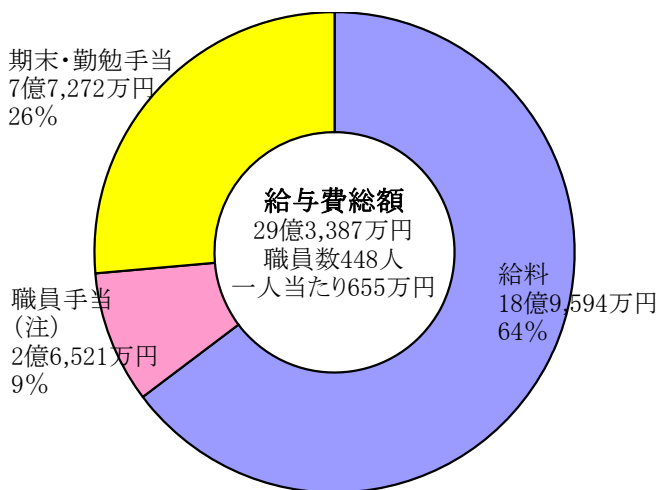
職員の給与と職員定数は、国や他の地方公共団体の状況を考慮して、条例で定められています。

○人件費の状況

	平成17年度	平成16年度
住民基本台帳人口	(H18.3.31現在) 52,665人	(H17.3.31現在) 53,042人
歳出額(A)	277億5,716万円 (対前年度増減率△0.4%)	278億6,853万円
人件費(B)	41億1,977万円	46億5,566万円
退職手当を除く人件費(C)	35億9,218万円 (対前年度増減率△6.3%)	38億3,388万円
人件費率(B/A)	14.8%	16.7%
退職手当除く人件費率(C/A)	12.9%	13.8%

(注) 人件費は、職員の給与、常勤特別職(市長等)の給与、非常勤特別職(議員、各種委員)の報酬の合計です。

○職員給与費の状況(平成18年度普通会計当初予算)



(注) 職員手当に退職手当は含みません。

○職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成18年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
田川市	円 341,119	円 394,646	歳 月 41 10	円 365,845	円 394,952	歳 月 46 8
国	円 328,477		歳 月 40 4	円 286,500		歳 月 48 4

(注) 給与とは、給料に諸手当を加えたものです。

○職員の初任給の状況(平成18年4月1日現在)

区分	田川市	国
一般行政職	大学卒	I種 179,200円 II種 170,200円
	高校卒	III種 138,400円
技能労務職	高校卒	135,600円

○昇給期間の短縮の状況

平成17年度	区分	一般行政職
	職員数(A)	324人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	48人
比率(B/A)	14.8%	

(注) 昇給期間短縮職員数は、昇任、昇格によるものです。

○職員手当の状況

区 分		田 川 市		国
期末手当 勤勉手当 の支給割合 (平成18年度)	6月期	1.40月分	0.725月分	左に同じ
	12月期	1.60月分	0.725月分	
	計	3.00月分	1.45月分	
	職制上の段階、職務の級等による加算措置	有		
退職手当の 支給割合等 (平成18年4月1日現在)	自己都合		勸奨・定年	左に同じ
	勤続20年	21.0月分	27.3月分	
	勤続25年	33.75月分	42.12月分	
	勤続35年	47.5月分	59.28月分	
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	
	その他の加算措置	なし	(勸奨の場合) 定年前早期退職 特例措置(2~20%加算)	
	退職時特別昇給	なし	勸 奨 2号	なし
1人当たり平均支給額 (注)	7,627 千円	24,136 千円		
扶養手当	配偶者 第1位、第2位 第3位以降	13,000円 1人につき6,000円 5,000円		左に同じ
住居手当	持 家 借 家	2,500円 家賃額に応じて、20,000円を限度として支給		2,500円(新築・購入から5年間) 家賃額に応じて、27,000円を限度として支給
通勤手当	バス・自動車利用者	運賃額に応じて55,000円を限度として支給		左に同じ
	自家用車使用者	自宅から勤務箇所までの直線距離に 応じて、5,500円を限度として支給		自宅から勤務箇所までの実距離に 応じて、24,500円を限度として支給

(注)17年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

地域手当	支給対象地域	田川市全域
	支給率(平成18年度)	1.0%
	支給対象職員数(平成17年度)	459 人
	支給対象職員1人当たり平均支給年額 (平成17年度普通会計決算)	63,741 円
	国の制度(支給率)	0%

時間外 勤務手当	17年度	支給総額	54,199 千円
		職員1人当たり支給年額	118 千円
	16年度	支給総額	63,587 千円
		職員1人当たり支給年額	129 千円
		対前年度増減率	-14.8%

特殊勤務 手当 (平成17 年度)	手当支給職員の割合	13.9%
	支給対象職員1人当たり 平均支給年額	61,221 円
	手当の種類(手当数)	6
	代表的な手当の名称	清掃衛生作業員手当 社会福祉主事手当 税務職員手当

○特別職の報酬等の状況

区 分		給 料 月 額 等
給 料	市 長	810,000円
	助 役	693,500円
報 酬	議 長	512,000円
	副 議 長	445,000円
	議 員	415,000円
期末手当の 支給割合	市 長	6月期 1.6 月分 12月期 1.75月分 計 3.35月分 職制上の段階による加算措置 有
	助 役	
	議 長	
	副 議 長	
	議 員	

(注)市長10%、助役5%の減額中です。

○ 部門別職員数の状況と主な増減理由(平成18年4月1日現在)

		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成 17 年	平成 18 年		
一般行政部門	議会	6	6	0	
	総務	90	82	△8	情報センター運営管理への指定管理者制度導入など
	税務	28	26	△2	徴税業務の見直しなど
	労働	11	9	△2	就労事業等業務見直しなど
	農水	16	14	△2	農業土木事業の見直しなど
	商工	13	10	△3	商工観光事業の見直しなど
	土木	50	49	△1	土木事業業務の見直しなど
	民生	106	104	△2	保険年金業務の見直しなど
	衛生	52	49	△3	ごみ収集体制の見直しなど
	小計	372	349	△23	
行政特別	教育	81	79	△2	体育施設運営管理への指定管理者制度導入など
	小計	81	79	△2	
公営企業	病院	307	295	△12	経営合理化など
	水道	27	27	0	
	その他	18	21	3	介護保険広域連合派遣職員の増
	小計	352	343	△9	
合計	805	771	△34		

(注)職員数は一般職に属する職員数です(地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含みますが、臨時または非常勤職員は除きます)。

職員の勤務条件その他の勤務条件の状況

1 勤務時間

開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間	1週間の勤務時間
8:30	17:00	12:00～12:45	12:45～13:00	38時間45分

職場などにより、上記と異なる場合があります。

2 その他の勤務条件

(1) 休暇

休暇の種類	事由	期間	
年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	年20日	
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	結核性疾患の場合 1年 その他の負傷又は疾病の場合 90日	
特別 休暇	選挙権の行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
	証人等として出頭する休暇	証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
	骨髄液の提供の休暇	骨髄液の提供希望者として登録の申出を行い、又は骨髄移植のため骨髄液を提供する場合	必要と認められる期間
	職員の結婚休暇	結婚する場合	6日の範囲内
	検診休暇	母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受けるとき	必要と認められる時間
	生理休暇	生理日において勤務することが著しく困難であると申し出たとき	3日の範囲内の期間
	妊産婦の通勤緩和	妊娠により通勤することが困難と申し出たとき	14日の範囲内の期間
	産前・産後休暇	6週間以内に出産する予定である場合又は出産した場合	産前6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）、産後8週間
	育児時間	生後1年に達しない子を育てる場合	1日2回各30分以内
	妻の出産休暇	妻の出産に伴い勤務しないことが相当である場合	3日の範囲内
子の看護休暇	小学校就学前の子を養育する職員が、その子を看護する場合	一の年において5日の範囲内	
忌引	職員の親族が死亡した場合	親族に応じ1日から10日	
父母の祭日	父母の追悼のための特別な行事のために勤務しないことが相当であると認められる場合	1日	
夏季休暇	夏季における心身の健康の維持増進又は家庭生活の充実	一の年の7月から9月までの期間に3日の範囲内	

自宅の滅失等による休暇	災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合	必要と認められる期間
交通機関遮断による休暇	災害又は交通機関の事故等により出勤困難な場合	必要と認められる期間
災害時の危険回避	災害時において、退勤途上における身体の危険を回避するためやむを得ない場合	必要と認められる期間
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会へ貢献する場合	一の年において5日の範囲内
リフレッシュ休暇	勤続20年及び30年に達した節目としてリフレッシュ及び健康の保持増進を図る場合	3日の範囲内
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	連続する6月の期間内で必要と認められる期間

(2) 育児休暇制度

種類	事由	期間
育児休業	3歳に満たない子を養育する職員	子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間
部分休業		1日を通じて4時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間

職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分者数（平成17年度）

内容	降任	免職	休職	降給
処分者数	—	—	9人	—

2 懲戒処分者数（平成17年度）

内容	戒告	減給	停職	免職
処分者数	—	1人	—	—

職員のサービスの状況

営利企業等従事許可申請の状況

内容	件数
会社の役員等の地位を兼ねる場合	0
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0
報酬を得て事業又は事務に従事することの許可	17
計	17

職員の研修の状況

研修内容等		受講者数
派遣研修	自治大学校	1
	市町村アカデミー	8
	トヨタ自動車九州	1
	福岡県地方課	1
福岡縣市町村職員研修所研修		延109
専門研修（各課の業務遂行に伴う専門的な研修）		延97
特別研修（職務遂行上必要な資格取得のための研修）		6
一般研修	新規採用職員研修	13
	メンタルヘルス対策研修	102
	マネジメント研修	156
人権・同和研修		859
職場研修		60
自主研修	自主研究グループ	3グループ
	通信教育講座	2

職員の福祉及び利益の保護の状況

1 職員の定期健康診断の状況（平成17年度）

区分	実施日	受診者数
健康診断	平成17年8月26日～平成17年9月26日	779
歯科検診	平成18年1月24日～平成18年2月1日	552

2 公務災害の発生状況

区 分		災害件数
公務災害	職務遂行中の負傷	8
	出張中の負傷	0
	レクリエーション参加中の負傷	0
	その他の行為中の負傷	0
通勤災害		0

3 公平委員会からの勧告に基づく勤務条件等の是正措置

区分	件数	内容
勤務条件	0	—
不利益処分	0	—